

GALL



2020年8月

新型コロナ詐欺 – 騙されたときの対処

続発する新型コロナ詐欺

新型コロナウイルス (COVID-19) が発生して以来、ガーゼマスク、サージカルマスク、手袋やフェイスシールドを含む個人用保護具の需要が世界的に極めて高まっている。遺憾ながら、こうした大衆の恐怖や懸念に乗じた金儲けの機会を、悪徳業者が逃すはずはない。こうした困難な時期の最中に、個人用保護具の取引に伴う詐欺スキームが、全世界で大波のごとく続発している。香港においては、本年1月から3月までに、1,600件を超えるネット上のマスク詐欺事件が香港警察に報告されており、3,000名を超える個人と現地会社が被害に遭い、被害総額は4820万香港ドル (1香港ドル14円として6億7480万円) にのぼる。また、米国においては、ここ数か月間で、総額7億9900万米ドル (1米ドル106円として846億9400万円) ものマスク詐欺スキームが摘発されたと報じられており、同様の状況は欧州でもいたる所で観察されている。

個人用保護具にまつわる詐欺は、以下の2種類がその典型である。

- 架空の個人用保護具：不正行為者が、存在しない個人用保護具を販売すると持ち掛ける。被害者が不正行為者の銀行口座に支払を行うと、不正行為者は姿を消し、何ら個人用保護具が届けられることはない。被害者としては、せめて支払ったお金は返してほしいと願うことになる。
- 規格を満たさない品質の個人用保護具：不正行為者が、ある規格 (例えば、中国のKN95の基準、米国のN95の基準、欧州のFFP2の基準等) を満たす個人用保護具を販売すると持ち掛ける。個人用保護具は届けられるが、その品質は約束された規格を満たすべくもない非常に劣悪な品質のものである。この類型では、被害者としては、①当該個人用保護具を返還し、払い戻しを受け、場合により生じた損害の賠償を受けるか、②当該個人用保護具は返還せず、適切なラベルと説明書を付けた上で転売することを目指しつつ、損害の賠償を求めたいと考えるかもしれない。

発注や支払を行なう前に極めて注意深く確認しなければならないのはもちろんであるが、それでも、手慣れた詐欺師集団によって組織化され、練りに練られた詐欺スキームなら、その餌食となっても何ら不思議はない。

GALL

本稿では、企業や個人が不幸にもいわゆる「新型コロナ詐欺」の被害に遭った際の実務上の注意点を解説したい。

時計を止め、金を追う

まず、被害者としては、最終的に判決を得たとしても心の慰めにしかならないような事態を防ぐため、関連する銀行口座に残されたものを保護すべく適切な措置をとることを検討すべきである。

個人用保護具が全く届けられないような詐欺に遭った場合には、被害者は、可及的速やかに香港警察に届け出るべきである。香港警察は、関連する銀行に対し「同意/不同意処理書」(“No consent” letter)を発行し、銀行に対し当該口座を処理する同意がない旨指示する。多くの場合、銀行は当該銀行口座における取引を停止する手続を進めてくれる。こうした場合は、被害者としては、ほとんどコストをかけることなく銀行口座を凍結するとの目的を達成することができる。もっとも、「同意/不同意処理書」は随時当局が被害者の意向に関係なく再吟味する可能性があることや、こうした措置は特定された銀行口座の資金のみに及ぶもので、不正行為者の他の資産には及ばないことから、こうした措置は、裁判所が発する「凍結命令」を100%代替するものではないことには留意すべきだろう。

場合によっては、被害者としては、所有権保全差止命令(proprietary injunction)やマレヴァ型差止命令(Mareva injunction) (俗に「凍結命令」としても知られるもの)の一方又は双方を申し立てることも検討すべきである。香港高等法院は、香港又は他の法域において開始された又は開始されるべき裁判手続又は仲裁手続を本案として、上記のような差止命令を下す管轄権を有する。一般的に、所有権保全差止命令は、原告が所有権的請求権を保有する特定の資産を保全し、もって、訴訟に勝訴した場合に当該資産の返還を受けられるようにすることを目的とするのに対し、マレヴァ型差止命令は、一般に、被告がその資産を消失させることを防止し、原告が当該被告に対し判決を強制執行できるようにして原告を保護することを目的としている。香港には十分な資産はないが他の場所には請求を満足させるだけの資産が存在している場合は、被害者は、全世界マレヴァ型差止命令を申し立て、香港内のみならず香港外に所在する資産をも凍結することが考えられる。特に、不正行為者が香港と何らかの結びつきや資産があり、こうした武器が威力を持ちそうなときは有効であろう。マレヴァ型差止命令は法の「核兵器」と認識されているものの、その申立ては、緊急的になされることも多いが、不可避免的にコストがかさむばかりでなく、今や国際送金がほんの一瞬でなしうる現在では、関連する銀行口座に金銭が残されている保障もない。

資金の所在を追跡し、その後二次的受取人や他の一連の送金に関わる者に対し訴訟を提起できるようにするため、被害者としては、上記のような差止命令の申立てにおいて、付随的に開示命令を申し立てることもできる。マレヴァ型差止命令の標準的書式においては、裁判所は被告に対し、宣誓供述書の形式で、その資産とその価値、所在及び詳細を開示するよう命じることになっている。裁判所は、例えば関連する銀行口座をもつ銀行のような第三者に対しても、関連する法律上の要件を満たせば、ある特定の期間内の当該口座における取引明細の開示を命ずる管轄権を有する。多くの案件で実務上困難が伴うのは、こうした追跡の実施には時間もコストもかかるうえ、仮に二次三次以上の受取人を特定できたとしても、当該受取人に対する請求を成り立たせるためには、種々の法律上のハードルを越えなければならないことである。

金銭の返還を求める民事訴訟

差止命令を得ても、それは、判決を強制執行すべき対象となる、関連する銀行口座にある資金や他に不正行為者

GALL

者が保有する資産を保全できるだけである。実際にかかる資金や資産を手に入れるためには、関連する銀行口座の保有者及び不正行為者（これらの者が特定できればであるが）に対し民事訴訟を提起することが必要となる。

被害者が架空の個人用保護具を購入させられた場合には、不当利得 (unjust enrichment)、擬制信託 (constructive trust)、故意の受領 (knowing receipt) 又は不誠実幫助 (dishonest assistance) といった請求原因を根拠とすることが考えられる。被告が出廷しない場合には、被害者は欠席判決 (default judgment) を得ることができ、債権執行手続 (garnishee proceedings) により強制執行のうえ、銀行口座の資金を直接被害者に送金することになる。被害者が必要な品質を満たさない個人用保護具を購入した場合には、物を実際に受け取ってしまっている以上、状況はより複雑となる可能性が高い。正式な売買契約が存在する場合、被害者としては以下の点に注意すべきである。

- **契約の明示的条項：** 契約上、満たすべき品質など、供給すべき製品の詳細が特定されていることがある。こうした個人用保護具を供給するのを怠れば、契約違反を構成することになる。
- **契約の黙示的条項：** 香港法上、物品売買条例 (第26章) に基づき、購入に適する品質、目的適合性、及び説明書やサンプルとの整合性に関する条項が、黙示的に契約の一内容となる場合がある。
- **不実表示 (Misrepresentation)：** 詐欺の意思を有するか単なる過失かを問わず、不正行為者が虚偽の事実を摘示し、これにより被害者が契約の締結に誘引される場合がある。この場合、被害者は、引き渡された製品を保持しながら損害賠償のみを請求するか、契約を取り消して製品を返還する代わりに代金の返還を求めるかを選択することができる。
- **他の論点：** 準拠法、紛争解決条項、免責条項

結論

不幸なことに、新型コロナウイルス (COVID-19) は、それに関連する詐欺という新たな「流行病」の温床となってしまった。事件ごとに事実は異なるため、全ての事件に通用するような解決策があるわけではない。詐欺に遭った企業や個人としては、とりうる選択肢の利点とコストを理解し、十分な情報を得た上で、それぞれの特有の状況に応じた最も費用対効果の高い方策につき判断を下せるようにすることが重要である。とりわけ、不正行為者に処分される前に金銭を取り戻したい場合には、一刻も早く行動をとることが最も重要である。

1. Clifford Lo (2020) 'Coronavirus: con artists swindle thousands of Hongkongers in face mask scams totalling HK\$48 million', South China Morning Post, 11 April 2020, accessed at <https://www.scmp.com/news/hong-kong/health-environment/article/3079388/coronavirus-con-artists-swindle-thousands>

2. Alexandra Sternlicht (2020) 'Almost \$800 Million In Mask Scams Alleged In The U.S. Alone', Forbes, 27 May 2020, accessed at <https://www.forbes.com/sites/alexandrasternlicht/2020/05/27/almost-800-million-in-mask-scams-alleged-in-the-us-alone/#2c016cff712b>

GALL

お問い合わせ



Nick Gall
シニア・パートナー
+852 3405 7666
nickgall@gallhk.com



Kenix Yuen
パートナー
+852 3405 7608
kenixyuen@gallhk.com



May Leung
アソシエイト
+852 3405 7686
mayleung@gallhk.com



Takashi Ugajin
外国法事務弁護士
+852 3405 7658
takashiugajin@gallhk.com

本記事に含まれる事項は、一般的な情報提供の目的のためだけに提供されるものであり、いかなる特定の事実や状況に対しても、法律上、会計上、金融上又は税務上の助言や意見と解釈されてはならず、そのようなものとして依拠されてはならないものとします。当事務所は、本記事に含まれる情報に依拠して生じうる作為又は不作為により直接的又は間接的に生じるいかなる損害にも、責任を負いません。読者固有の状況や特定の法的疑問については、それらに関する法的助言を依頼することをぜひご検討ください。